



令和5年7月第6号(牛・豚・鶏・山羊)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

飼料製造管理者講習会について

飼料安全法に基づき、自家配合農家を含む以下の事業場に**飼料製造管理者の設置**が義務付けられています。

- ①抗菌性物質を含む飼料の製造事業場
- ②インド産落花生油かす(特定飼料)を含む飼料の製造事業場
- ③尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料の製造事業場
- ④飼料添加物の製造事業場

※ただし、自家配合農家で、プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Ca、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合は設置は必要ありません

【飼料製造管理者の資格要件】

- ①獣医師又は薬剤師
- ②大学等において、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めた卒業生
- ③設置義務がある飼料等の製造業務に3年以上従事し、**FAMIC主催の講習会**の課程を修了した者

管理者を設置したら、1月以内に独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)への届出が必要です。

令和5年度 飼料製造管理者講習会

- ・開催日 令和6年1月10日～2月29日
- ・開催場所 eラーニングシステムでの動画視聴
- ・申請期間 令和5年7月11日から **8月31日まで(必着)**

※受講に関する詳細は以下HPに掲載されています
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

必要な方は受講をお願いします!

<講習会お問合せ先>

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部

電話:050-3797-1857 FAX:048-601-1179

メール kanrisha@famic.go.jp ホームページ <http://www.famic.go.jp>

定期報告書の提出をお願いします!

まだ提出されていない方は、お手数ですが必要事項を記入のうえ、**東部家畜保健衛生所**までご提出をよろしくお願いたします。

Tel. 0475-52-4101 Fax.0475-52-3335